

北九州国際交流協会コミュニティルーム及びロッカー利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人北九州国際交流協会（以下「協会」という。）のコミュニティルーム及びロッカー（以下「コミュニティルーム等」という。）の効率的かつ円滑な利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用できる者)

第2条 コミュニティルーム等を利用できる者は、協会に登録した団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、登録団体以外の団体又は個人も利用することができる。

(登録)

第3条 協会に登録を申請する団体は、3か月以上北九州市内及びその周辺地域において非常営利活動をしている団体でなければならない。

2 登録に必要な書類等は、次のとおりとする。

(1)北九州国際交流協会団体登録申請書（様式第1号）

(2)会員名簿若しくは役員名簿

(3)活動方針や活動実績等活動内容が分かる書類等

3 理事長は、次の各号のいずれかに該当する団体は登録を行わないことができる。

(1)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動を行う団体

(2)特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当選候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職ある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動を行う団体

(3)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行う団体

(4)政治上の主義・主張を推進し、もしくは支持し、又はこれに反することを目的とする団体

(5)営利に関する活動を行う団体

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団と密接な関係のある団体

4 登録の有効期間は、申請日から3年以内とし、かつ理事長が提示する期間とする。なお、第4条により登録が取消された場合及び登録団体の都合により、登録を辞退した場合はこの限りではない。

5 登録団体は、登録内容に変更があった場合は、その都度協会に届け出を行い、理事長の承認を受けなければならない。

(登録の取り消し)

第4条 理事長は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、登録を取消し、または停止することができる。

- (1)前条第3項の各号のいずれかに該当したとき
- (2)前条第5項の届出を行わないとき
- (3)第8条の各号のいずれかに該当したとき
- (4)その他理事長が取り消しが必要と判断したとき

(利用日及び利用時間)

第5条 コミュニティルーム等を利用できない日は、次のとおりとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は利用することができる。

- (1)月曜日
- (2)12月29日から翌年1月3日まで
- (3)その他、理事長が特に定める日

2 コミュニティルームの利用時間及びロッカーの開閉時間は、午前10時から午後6時50分までとする。ただし、天災等特段の理由がある場合は、この限りではない。

(利用の承認)

第6条 コミュニティルーム等は協会の事業等での利用を優先し、協会が利用しない場合に限り団体が利用できるものとする。

- 2 コミュニティルームの利用は時間単位とし、利用時間及び利用回数に上限は設けないものとする。
- 3 ロッカーの利用は1年度を期限とする。
- 4 コミュニティルーム等の利用にあたっては、利用する日の3か月前の月の初日(その日が休業日のときは前日)以降の日にコミュニティルーム利用申込書(様式第2号)又はロッカー利用申込書(様式第3号)を協会の受付に提出し、理事長の承認を受けなければならない。
- 5 コミュニティルームを利用する場合は、1か月分をまとめて申し込むことができる。
- 6 コミュニティルームを利用する日又は時間に2団体以上の申し込みがあった場合は調整若しくは抽選とする。
- 7 第3条第3項各号のいずれかに該当するときは、理事長は利用の承認を行わないこととする。

(貸出備品及び利用料金)

第7条 コミュニティルーム及び付帯する備品並びにロッカー(大)、ロッカー(小)を貸し出すものとする。

2 利用料金はロッカー（大）のみ有料（月額 500 円）とし、利用申請時に納付するものとする。それ以外の利用料金は無料とする。

（利用承認の取消し等）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は利用の取消し、利用の制限、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 詐欺その他不正な手段により利用の承認を受けたとき
- (3) 施設、備品又は物品等をき損するおそれがあるとき
- (4) その他施設の管理上支障があるとき

（利用団体の遵守事項）

第9条 利用の承認を受けた団体（以下「利用団体」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく物品を販売しないこと
- (2) 施設内で火気を使用しないこと
- (3) 許可なく壁、柱等に張り紙や釘打ち等をしないこと
- (4) 承認を受けた施設、備品及び物品以外のものを使用しないこと
- (5) コミュニティルーム内でのみ飲食は可能とするが、汚損等に留意すること
- (6) 承認された以外の目的に利用しないこと

（利用権の譲渡等の禁止）

第10条 利用団体は、利用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。

（原状復帰の義務）

第11条 利用団体は、利用を終了したときは直ちに利用した施設、備品及び物品等を現状に復帰しなければならない。第7条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも同様とする。

（損害賠償の義務）

第12条 協会の施設、備品又は物品に損害を与えた団体は、その損害を賠償しなければならない。

附則

（施行期日）

この規程は、平成25年5月1日から施行する。